第 1384 号

READAS
リーダァスクラブ

１９９４年１月６日創刼・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(1999年) 平成11年 8月24日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel :06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ♤ 役員報酬の日割計上

**Q**：当社では、使用人給与について、毎月２０日締切、２５日支給としており、役員報酬についても、慣習的に毎月２５日に支給しています。

ところで、従来から使用人給与については、期末に１０日分の未払給与を計上しています。当期からは、同じ人件費である役員報酬についても未払計上しようと思うのですが、問題ないでしょうか。

**A**：日割計算による未払報酬の計上は認められません。

【解説】

一般使用人の給料については、雇用契約を前提に労働基準法上もその労働の対価として、たとえ、１日だけの労働の従事であるとしても当然に賃金を支払うべきものとされています。

したがって、その事業年度の損金に算入するその給料の額を、日割計算によって算定することは、当然に認められます。

一方、役員報酬については、株主から委任を受けて包括的に会社の業務を執行することの対価であり、その期間が満了するまでは、債務が確定しないものと考えられ、勤務期間に応じて支払われる使用人の労働の対価とは基本的に異なるものです。

したがって、ご質問の役員報酬は、原則として、日割計算による未払計上は認められません。